

公益財団法人 核物質管理センター  
第 38 回 評議員会 議事録

1 第 38 回評議員会の決議のあったものとみなされた事項の内容

1 号議案 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程の改正の決議

当センターの常勤役員の報酬については、国家公務員（指定職）の給与を参考に設定してきている。この度、人事院勧告反映による国家公務員の給与が改定された。また公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改正が行われたため、資料 1 のとおり「役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程」を改正する。

2 1 の事項を提案した者の氏名

理事長 坪井 裕

3 第 38 回評議員会の決議があったものとみなされた日

令和 8 年 3 月 15 日

4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

理事長 坪井 裕

令和 8 年 3 月 12 日、理事長 坪井裕が評議員の全員に対して、上記第 38 回評議員会の決議の目的である事項について提案し、当該提案につき、令和 8 年 3 月 15 日までに、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条第 1 項及び定款第 20 条の規定に基づき、当該提案を可決する旨の第 38 回評議員会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、第 38 回評議員会の決議の省略を行ったので、当該評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 193 条第 1 項及び同法施行規則第 60 条第 4 項第 1 号の規定に基づき本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和 8 年 3 月 15 日

理 事 長 坪 井 裕

(議事録作成者 : 公益財団法人 核物質管理センター  
総務部総務課長 遠藤 雅伸 )